

制限付公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告
(西原町立坂田保育所給食調理業務委託)

西原町立坂田保育所給食調理業務委託について、制限付公募型プロポーザル方式による手続を開始するため、次のとおり公告する。

令和7年10月21日

西原町長 崎原盛秀



1. 業務概要

(1) 委託業務名称

西原町立坂田保育所給食調理業務委託

(2) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務の目的

本業務は、西原町立坂田保育所における給食を提供するにあたり、その調理業務を委託するものである。

2. 応募資格要件

応募することができる業者は、次の要件の全てに該当すること。

(1) 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あり、現在も契約が継続中であること。

(2) 食品衛生法第52条（昭和22年法律第233号）に規定する「飲食営業の許可（仕出し）」を保健所から受けていること。

(3) 過去3年間、食品衛生に関し、営業停止や許可取り消し等の行政処分を受けていないこと。

(4) 法人格を有し、給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

(5) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有していること。

(6) 損害賠償を担保できるとともに、以下の要件を満たす履行保証人を立てることができること。

- ① 保育所、こども園、幼稚園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特 定給食施設において、過去5年以内に1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あること。
- ② 法人格を有し、給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ③ その他、契約主体となる応募事業者に準じた要件に該当すること。

(8) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 本町から指名停止措置をうけている者
- ③ 国税及び地方税を滞納している者
- ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の者
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

3. 応募に係る関係資料の配布場所及び配布方法

西原町役場福祉部こども課及び町ホームページへ関係資料掲載

4. 参加意向申出書等の提出

(1) 提出期限

令和7年11月10日(月)15時00分まで(必着)

(2) 提出場所及び方法

西原町役場福祉部こども課保育所係まで持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年11月18日(火)15時00分まで(必着)

(2) 提出場所及び方法

西原町役場福祉部こども課保育所まで持参で提出すること。なお、持参する際は事前連絡のうえ持参すること。

6. 評価基準等

提出された企画提案書等は、実施要項に定めるところにより審査し、優先交渉権者を特定するものとする。

7. 公募スケジュール

(1) 公募開始日	令和7年10月21日（火）
(2) 質問締切日	令和7年10月31日（金）
(3) 質問回答日	令和7年11月6日（木）
(4) 参加意向申出書等提出締切日	令和7年11月10日（月）
(5) 参加資格審査結果通知書	令和7年11月11日（火）
(6) 企画提案書等提出期限	令和7年11月18日（火）
(7) プレゼンテーション審査	令和7年11月27日（木）
(8) 審査結果通知（優先交渉権者特定通知）	令和7年11月28日（金）
(9) 委託契約締結	令和7年12月下旬

8. その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (2) 本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 応募書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果を生じる責任は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 本件の参加において、企業連合といった2社（者）以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (7) 受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託は不可とする。また、あらかじめ町の承諾を得たうえで、業務の一部を他人に請け負わせる時は、食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ、再委託することができる。
- (8) 提出された書類は、情報公開の請求により西原町情報公開条例に基づき開示することがあるため、開示に支障がある部分については、応募時に書面（任意様式）にて申し出ること。

問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140-1

西原町役場 福祉部 こども課 保育所係

☎ : 098-945-5311 / FAX : 098-945-6551